

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【8】
2. 日時：令和3年10月20日 14時00分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、植木主任安全審査官※、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、宇田川安全審査官、大野安全審査専門職、服部安全審査専門職、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部部長（電源建築） 他26名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、基本設計方針（5条/50条）及び耐震性に関する説明書（耐震設計の基本方針）について、令和3年10月13日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【基本設計方針（地震による損傷の防止）】

- 基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値を上回る施設における設計方針について、基本設計方針に記載しないことの方考え方を整理した上で、基本設計方針への記載の要否を検討すること。
- 重大事故等対処施設の耐震設計について、「重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計」とする方針としているが、当該施設には常設重大事故緩和設備が含まれることを踏まえ、記載を再検討すること。
- 重大事故等対処施設の施設区分と設備分類について、使い分けを明確にして説明すること。
- 重大事故等対処設備の設備分類一覧表について、設置変更許可で示した主要設備が工事計画認可でも網羅的に示されていることを整理して説明すること。

【耐震設計の基本方針】

- 先行プラントとの差異がある設計方針については、すべての箇所において、差異が生じる理由を説明すること。

- 地下水位低下設備の機能を考慮した設計方針について、揚圧力及び水圧に対するそれぞれの方針を説明すること。
- 機能確認済加速度等を超えないことを確認する動的機器等について、動的機能が要求される機器に限定した記載としない理由を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし